

制定 平成19年7月13日
SS-MIX 普及推進コンソーシアム 規則1号

会費、負担金規程

(目的)

第1条 この規程は会則第10条に基づき、正会員、賛助会員が納付する会費、負担金に関する規則を定める。

(会費)

第2条 会員は年会費5,000円を、当該年度開始の日から2ヶ月以内に納付しなければならない。

(負担金)

第3条 理事会および委員会は、その活動のために必要な費用を、総会の議決を経て会員に負担金として賦課することができる。

(会費および負担金の納入先)

第4条 会費および負担金の納入先は以下のとおりとする。

銀行名：(株)みずほ銀行銀座中央支店

普通口座：1090560

口座名義人：SS-MIX 普及推進コンソーシアム

附則 (平成19年7月13日)

1. この規程は平成19年7月13日から施行する。